

暴力団排除に関する誓約書

令和 年 月 日

佐野市水道事業管理者 様

住 所

商号又は名称

代 表 者 名

印

佐野市指定給水装置工事事業者の指定申請者及びその役員は、佐野市が佐野市暴力団排除条例に基づき、暴力団員はもとより暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を排除するため、総合的な施策を実施していることを認識したうえで、下記事項について、誓約いたします。

なお、これらの事項に反する場合、指定の解除等、貴市水道事業体が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

記

- 自己、自社、自社の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ）は、次の各号のいずれにも該当しません。
 - 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）である。
 - 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - 暴力団又は暴力団員がその経営又は運営に実質的に関与している。
 - 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している。
 - 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結した。
 - 暴力団員である事実を知らずに、暴力団員を雇用している場合又は暴力団若しくは暴力団員である事実を知らずに、その者と下請契約若しくは資材、原材料の購入契約を締結した場合であって、当該事実の判明後すみやかに、解雇に係る手続きや契約の解除など適正な是正措置を行わない。
 - 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した。
 - 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与した。
 - 役員等が、個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を与える目的をもって、暴力団若しくは暴力団員を利用したとき、又は暴力団若しくは暴力団員に経済上の利益若しくは便宜を供与した。
 - 役員等が、暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難される関係を有している。
- 第1項各号に該当する者を下請負人としていて、佐野市から該当下請契約の解除（当該下請契約の当事者でない場合は、当事者に対して解除を求めることを含む。以下「解除等」という。）を求められた場合は、解除等の求めに従います。

※第1項第10号の解釈について

「密接な交際」とは、例えば友人又は知人として、会食、遊技、旅行、スポーツ等を共にするなどの交遊をしていることである。

「社会的に非難される関係」とは、例えば構成員等を自らが主催するパーティその他の会合に招待するような関係又は構成員等が主催するパーティその他の会合に出席するような関係である。